

静岡県 の 最低賃金 (令和5年度)

○地域別最低賃金《効力発生日：令5年10月1日》

最低賃金件名	最低賃金額 時間額 () は改訂前	適用労働者の範囲
静岡県最低賃金	984円 (944)	静岡県内で働くすべての労働者に適用されます。 ただし、下表に掲げる産業に属する事業場の労働者には、該当する「特定最低賃金」が適用されます。 発効日：令和5年10月1日

○特定（産業別）最低賃金《効力発生日：令和5年12月21日》

静岡県特定最低賃金件名	最低賃金額 時間額 () は改訂前	特定最低賃金の適用除外労働者の範囲 (以下の適用除外労働者には、「静岡県最低賃金」が適用されます。)
鉄鋼、非鉄金属製造業	1,012円 (979)	(1) 下記「特定最低賃金共通の適用除外労働者」に記載の①～③の者 (2) 次に掲げる業務に主として従事する者 i) 手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテルはりの業務 ii) 手工具を用いて行うバリ取り、組線、かしめ又は刻印打ちの業務 ◆検査、事務は適用除外になりません。
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	1,028円 (995)	(1) 下記「特定最低賃金共通の適用除外労働者」に記載の①～③の者 (2) 次に掲げる業務に主として従事する者 i) 手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテルはりの業務 ii) 手工具を用いて行うバリ取り、かしめ又は刻印打ちの業務 iii) 手作業により又は 手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け ^(※) 又は巻線の業務 (※) ハンダ付け作業は、「取付け」には該当しません。 ◆検査、事務は適用除外になりません。
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	997円 (964)	(1) 下記「特定最低賃金共通の適用除外労働者」に記載の①～③の者 (2) 次に掲げる業務に主として従事する者 i) 手作業により又は 手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け ^(※) 又は巻線の業務 (※) ハンダ付け作業は、「取付け」には該当しません。 ii) 手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテルはりの業務 ◆検査、事務は適用除外になりません。
	◆「特定最低賃金共通の適用除外労働者」	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの（技能実習生は除く） ③清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

必ずチェック最低賃金 使用者も 労働者も